

職員全体が働きやすい環境を整備することによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日～令和7年3月31日 までの3年間

2. 内 容

① 「次世代育成支援」

目標：産前産後休業・育児休業・介護休業期間中の当該職員、また休業中の当該職員に対し職場環境の情報提供を行うとともに、職場復帰時は所属長より面接を実施し、円滑な職場復帰を行う。

(対 策)

- 令和4年4月～
- 産前産後休業、育児休業、介護休業を取得する職員については、休業についての説明と休業給付の詳細説明、復帰後の労働条件について、また、復帰後に子の看護休暇や介護休暇の取得が可能であることの説明を行う。
 - 休業中の職員に対して、継続就業が円滑にすすむように働き方などの面談や情報提供を行う。
引き続き、休業職員に必要情報の提供を開始する。
(社内報を発行する。)

② 「女性の活躍推進支援」

目標：有給休暇取得について、年10日以上付与の職員に年6日以上取得をしてもらう。

(対 策)

- 令和4年4月～
- 所属長が有給休暇の状況を把握し、4月、6月、10月、12月には状況をチェックして各職員に取得を促す。